
能代山本広域市町村圏組合 公共施設等総合管理計画

平成29年3月

能代山本広域市町村圏組合

目次

公共施設等総合管理計画について.....	1
第1章 能代山本広域市町村圏組合の概要.....	2
1 組合の概況.....	2
2 本組合の現況資料における地域区分.....	2
3 公共施設等の状況.....	3
4 人口動向.....	7
5 財政の現況と課題.....	8
6 更新費用の推計.....	10
7 歳入・歳出全体ベースでの財政推計.....	15
第2章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針.....	18
1 現状や課題に関する基本認識.....	18
2 計画期間.....	19
3 計画の構成について.....	19
4 公共施設等の管理に関する基本的な考え方.....	19
5 計画期間における組合全体の縮減目標.....	22
第3章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針.....	23
1 集会施設.....	23
2 スポーツ施設.....	24
3 高齢福祉施設.....	25
4 消防施設.....	26
5 供給処理施設.....	27
6 その他施設.....	28
7 公営企業の公共施設.....	29
第4章 フォローアップの実施方針.....	30
1 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策.....	30
2 フォローアップの進め方について.....	30
3 議会や住民との情報共有について.....	30

【公共施設等総合管理計画の記載にあたっての前提】

① 端数処理について

本計画で取り扱う数値は、金額は単位未満を切り捨て、延床面積等は単位未満を四捨五入の端数処理することを基本としています。このため、各数値の合計が表記される合計欄の数値と一致しない場合があります。

② 調査時点と年度表記について

本計画に掲載する数値は、平成 27 年度(平成 28 年 3 月 31 日に終了する事業年度)を基本としています。それ以外の時点の情報を利用する場合は、その旨を注記しています。

③ % (パーセント) 表記について

「% (パーセント)」表記は小数第 2 位を四捨五入しているため、合計値が「100%」にならない場合があります。

④ 複合施設の計上について

複合施設は、それぞれの分類毎に施設数を計上しているため、実際の施設数とは一致しません。

公共施設等総合管理計画について

1) 公共施設等総合管理計画の策定の背景

我が国において公共施設等の老朽化対策が大きな課題です。これを受けて、国も地方公共団体に対して、公共施設等の総合かつ計画的な管理を推進するため、「公共施設等総合管理計画」の策定に取り組むことを要請しています。

このような現状を踏まえ、これからの公共施設等のあり方を考える公共施設マネジメントに取り組むこととし、その基礎資料として、組合が保有する公共施設の全体像と各用途別施設の現状分析をまとめた「能代山本広域市町村圏組合公共施設現況資料」を作成しました。

2) 公共施設等総合管理計画の目的

公共施設等総合管理計画は、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少などにより公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことを目的とした計画です。

公共施設等総合管理計画で示された方針に基づき、今後、公共施設再編計画などを策定するなど、公共施設等の総合的なマネジメントを進めていきます。

3) 計画期間

平成 28 年度(2016 年度)から平成 57 年度(2045 年度)までの 30 年間とします。

4) 対象とする公共施設等

本組合は、消防署や分署・出張所などの消防施設、し尿処理場、ごみ焼却施設などの供給処理施設、多くの住民の方々に利用されるスポーツ施設、コミュニティセンターなどを保有しています。

公共施設等総合管理計画において対象とする公共施設等は、本組合が保有または管理するすべての公共施設（建物がある施設）とし、車両や機械装置などを対象外とします。

第1章 能代山本広域市町村圏組合の概要

1 組合の概況

能代山本広域市町村圏組合は、秋田県の北西部に位置する能代市・藤里町・三種町・八峰町の4市町の枠を超えた広域的な行政事務を行うために設立された一部事務組合です。主な広域行政事務として、介護・ごみし尿処理・消防救急を実施しています。

一部事務組合とは、地方公共団体がその事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体です。

2 本組合の現況資料における地域区分

図 1-1 本組合の地図および地域区分



本資料では、4市町を地域と区分して、施設等の整理を行います。

3 公共施設等の状況

(1) 公共施設の概況

平成28年3月31日時点で、本組合が保有する公共施設は16施設あり、総延床面積は28,034㎡となっています。

これらの施設を、総務省が用いる区分（大分類・中分類は総務省更新費用試算ソフトに準拠）や本組合の公共施設の実情に即した区分（小分類）により分類しました。

表 1-1 対象施設の一覧

会計名	大分類	中分類	小分類	施設数	延床面積 (㎡)	老朽化度 (%)
普通会計	市民文化系施設	集会施設	コミュニティセンター	1	2,251	105.0
	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	体育館等	1	7,520	44.9
	保健・福祉施設	高齢福祉施設	高齢者福祉施設等	1	3,080	53.5
	行政系施設	消防施設	消防署	4	3,874	84.3
			分署・出張所	5	1,150	
	供給処理施設	供給処理施設	廃棄物処理施設	3	9,783	63.8
その他	その他	普通財産	1	376	76.3	
合計				16	28,034	—

※対象施設一覧の大分類・中分類は、総務省更新費用試算ソフト内の用途分類に準拠しました。

※小分類は、総務省更新費用試算ソフト内の施設名称例を参考に分類しました。

※複合施設の場合は、それぞれの分類毎に施設数を計上しています。

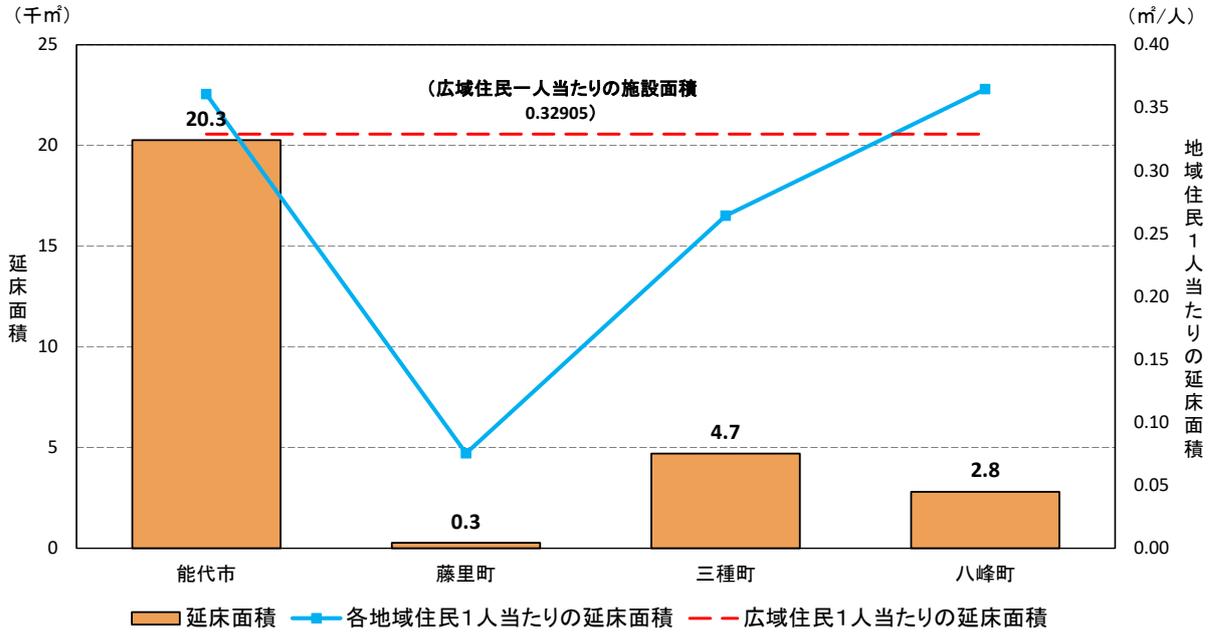
※老朽化度とは各類型における老朽化の度合いを指します。

計算式：経過年数÷耐用年数＝1棟毎老朽化度

(A棟延床面積×A棟老朽化度+B棟延床面積×B棟老朽化度+C棟…)÷中分類延床面積合計
＝中分類毎老朽化度

(2) 普通会計公共施設の地域別の状況

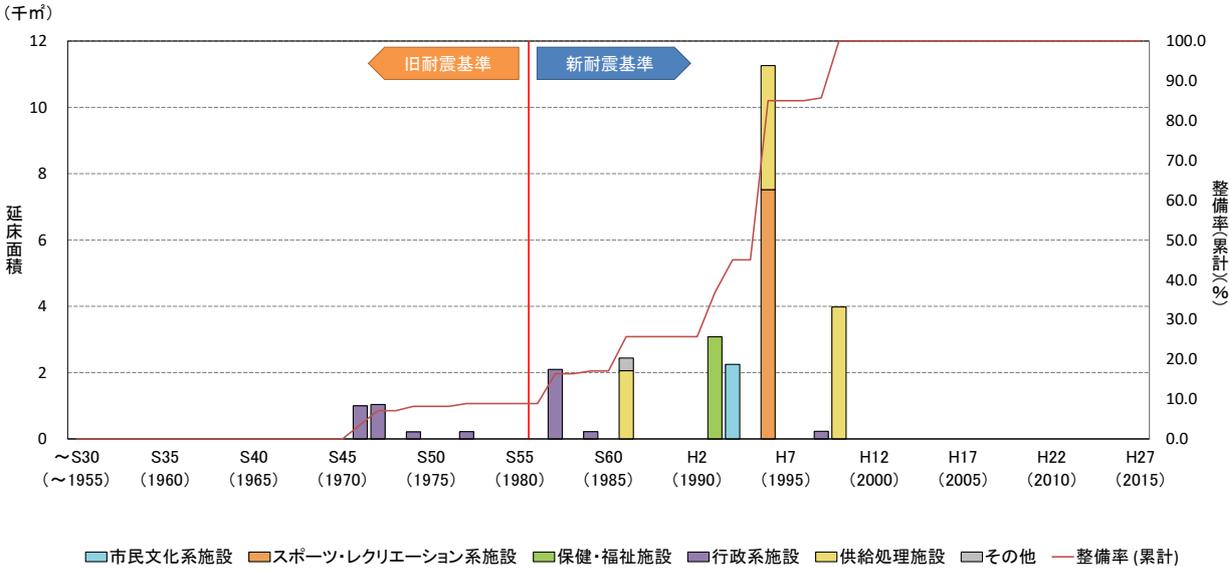
図 1-2 地域別の延床面積と住民一人当たりの延床面積(平成 27 年度)



地域別延床面積で見ると、人口の66.4%を占める能代市地域が20.3千㎡(72.3%)、人口の20.7%を占める三種町地域が4.7千㎡(16.8%)となっています。地域人口で地域延床面積を除いた地域住民一人当たりの延床面積では、人口が比較的少ない八峰町地域で面積が大きくなっています。

(3) 普通会計公共施設の年度別の設置状況

図 1-3 大分類別の建築年度別延床面積の推移



本組合の公共施設の整備状況を建築年度別に延床面積で見ると、昭和 46 年度から整備が開始され、その後何年かおきに施設整備が行われています。

旧耐震基準が適用されていた時期である昭和 55 年度以前に整備された施設は 2.5%です。昭和 55 年度以前に整備された施設を大分類別に延床面積で見ると、すべて行政系施設となっています。

(4) 公共施設のコスト状況

表 1-2 大分類別の行政コスト計算書(平成 27 年度)

(単位:百万円)

大分類	維持 管理費	事業 運営費	コスト	減価 償却費	フルコスト	収入	ネットコスト
市民文化系施設	8	14	22	0	22	2	20
スポーツ・ レクリエーション系施設	55	80	135	29	165	60	104
保健・福祉施設	15	32	47	8	56	10	45
行政系施設	38	1,705	1,744	29	1,773	24	1,749
供給処理施設	361	386	748	347	1,096	73	1,022
その他	0	0	0	7	7	0	7
合計	480	2,218	2,699	423	3,122	172	2,950

※本表は、円単位で集計し単位未満で切り捨ての端数処理をしていますので合計が合わない場合があります。

※コスト＝維持管理費＋事業運営費

※フルコスト＝維持管理費＋事業運営費＋減価償却費

※ネットコスト＝（維持管理費＋事業運営費＋減価償却費）－収入

表 1-2 は、大分類別の行政コスト（コスト・フルコスト・ネットコスト）を一覧化したものです。

フルコストが高くても、受益者負担として使用料等の収入がある場合には、ネットコストは低くなります。平成 27 年度の公共施設全体のネットコストは 29.5 億円です。

大分類別で見ると、フルコスト、ネットコストとも行政系施設、供給処理施設、スポーツ・レクリエーション施設の順に高くなっています。ネットコストは受益者負担として使用料等の収入分、フルコストより低くなっています。

4 人口動向

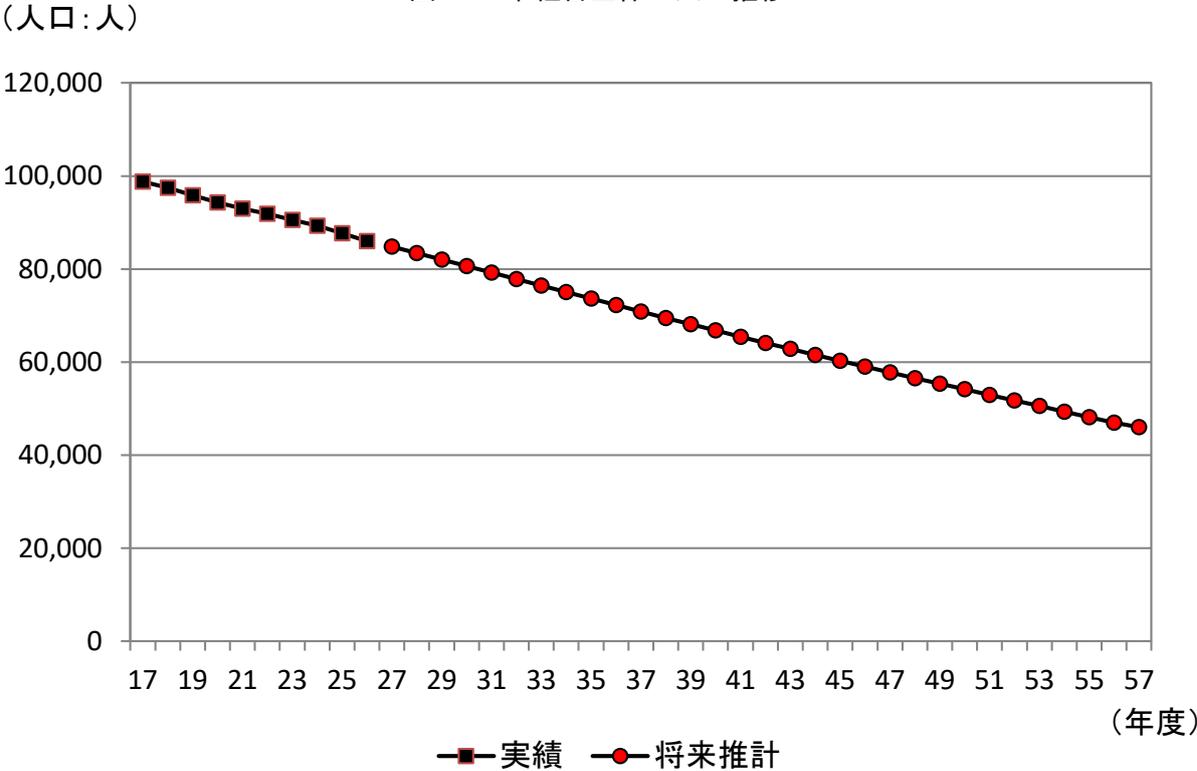
(1) 広域圏内全体の人口の推移と推計

広域圏内の人口は、平成17年に98,799人であった以降減少を続けており、平成26年には86,006人となっております。これは、全国的に人口が減少し、少子高齢化が進んでいますが、本組合においても同様の状況にあるといえます。

将来人口の推計について、平成22年度の住民基本台帳¹(年度末人口)を基準として、国立社会保障・人口問題研究所が平成25年3月に公表した将来推計人口の変化率等を用いて算定すると、平成57年の人口は46,032人と平成26年に比べて39,974人減少すると見込まれます。

このように、本組合においては、人口減少に伴う公共施設等の整理統合および少子高齢化に伴う住民ニーズに即した公共施設等の見直しが急務となっております。

図1-4 本組合全体の人口推移

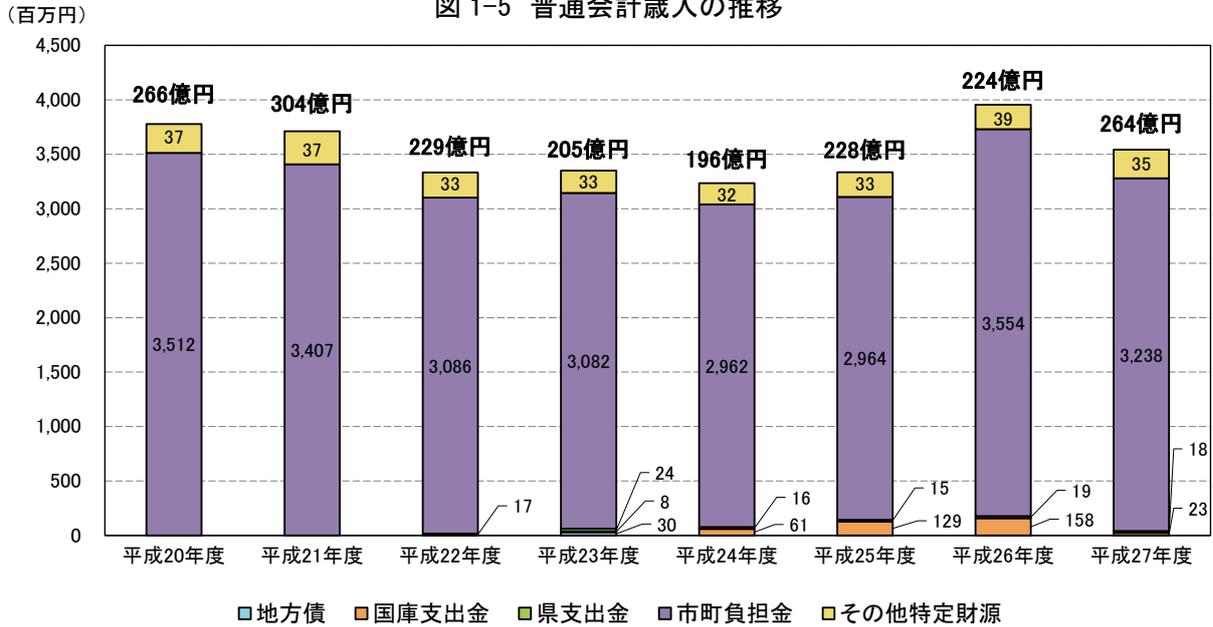


¹ 住民基本台帳とは、市町村が管理する住民票を世帯ごとに編成し作成する公簿です。

5 財政の現況と課題

(1) 歳入

図 1-5 普通会計歳入の推移



本組合の平成27年度の普通会計の歳入は35億円です。その内訳は、市町負担金が32億円と最も多く9割以上を占め、次いでその他特定財源が2億円、国庫支出金の0.2億円となっています。

歳入の推移をみると、平成24年度までは減少傾向でしたが、平成26年度には39億円に増加しています。

国庫支出金は平成26年度には1.5億円まで増加しましたが、平成27年度では0.2億円に減少しています。

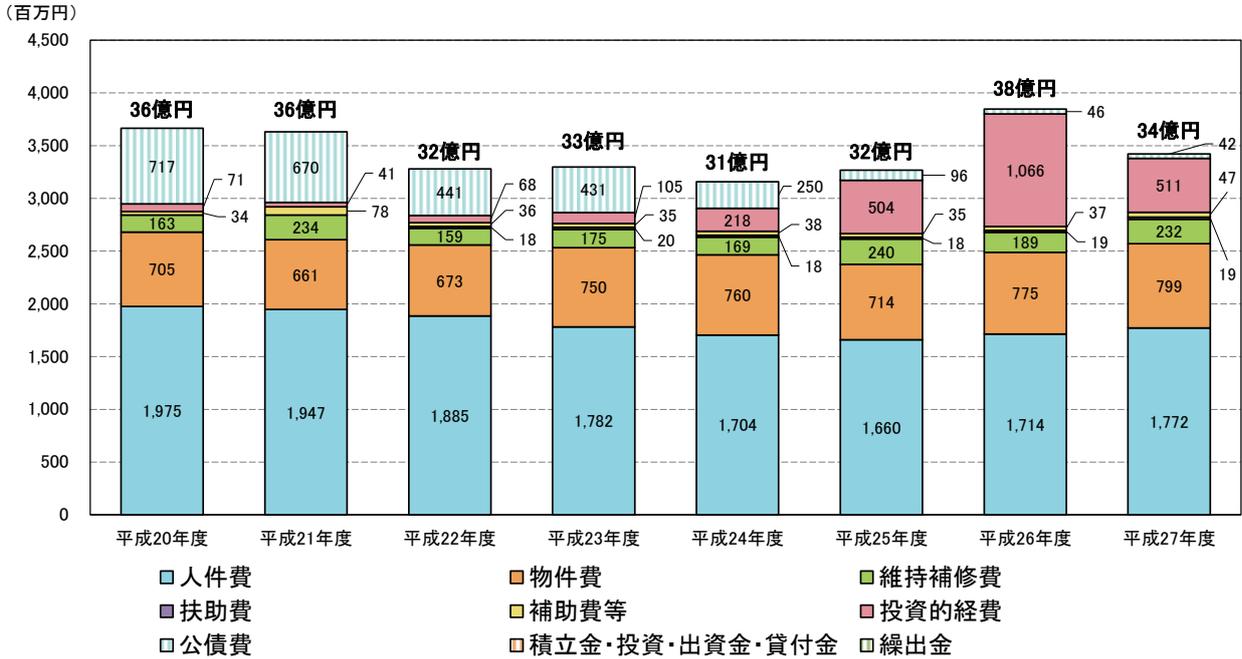
県支出金については、0.2億円前後で、市町負担金は30億円前後で推移しています。

このうち歳入の大半を占める市町負担金は、共同処理をしている事務別に、関係する市町村が、規約等に定める負担割合に基づき、財政規模や人口等に応じて負担しています。このため、各年度の歳入は、概ねその年度の歳出に応じた規模となります。

その他特定財源には、使用料や繰越金等が含まれ、平成22年度以降は2億円前後で推移しています。

(2) 歳出

図 1-6 普通会計歳出の推移



本組合の平成 27 年度の普通会計の歳出は 34 億円です。その内訳は、人件費が 17 億円で最も多くおよそ 5 割を占めており、次いで物件費が 7 億円、投資的経費²が 5 億円となっています。

歳出の推移をみると、義務的経費のうち人件費は人員削減等の影響により減少傾向にあります。投資的経費は、平成 22 年度以降増加傾向にあり、平成 26 年度には 10 億円に達しています。公債費は平成 20 年度には 7 億円でしたが、年々減少しており平成 27 年度は 0.4 億円となっています。

² 投資的経費とは、その経費の支出の効果が単年度または短期的に終わらず、固定的な資本の形成に向けられるものです。

6 更新費用の推計

(1) 更新費用推計の基本的な考え方

- ① 本組合が保有する普通会計建物、公営事業会計建物について、今後40年間の将来の更新費用を試算しました。
- ② 更新単価は、一般財団法人地域総合整備財団(ふるさと財団)³が提供している、「公共施設等更新費用試算ソフト」で採用されている単価を用い試算しました。
- ③ あくまで推計値であるため、実際にかかる経費とは異なります。

(2) 更新費用推計の前提条件(普通会計建物)

- ① 建築から法定耐用年数の1/2の期間経過後に大規模改修、法定耐用年数経過後に建替えるとして推計を行います。
- ② 大規模改修の修繕期間は2年、建替え期間は3年とします。
- ③ 2015年度(平成27年度)時点で、既に更新の時期を迎えているものについては、試算時単年度では費用が集中することになるため、負担を分散軽減できるように、推計開始年度から法定耐用年数の20%相当の期間に均等に割り当てます。
- ④ 建物の大分類ごとに、法定耐用年数経過後に現在と同じ延床面積で更新すると仮定し、延床面積に下記の更新単価を乗じて試算します。

【普通会計建物の分類別更新単価表】

会計区分	分類区分	建替え単価	大規模改修単価
普通会計	市民文化系施設	40万円/㎡	25万円/㎡
	社会教育系施設	40万円/㎡	25万円/㎡
	スポーツ・レクリエーション系施設	36万円/㎡	20万円/㎡
	産業系施設	40万円/㎡	25万円/㎡
	学校教育系施設	33万円/㎡	17万円/㎡
	子育て支援施設	33万円/㎡	17万円/㎡
	保健・福祉施設	36万円/㎡	20万円/㎡
	医療施設	40万円/㎡	25万円/㎡
	行政系施設	40万円/㎡	25万円/㎡
	公営住宅	28万円/㎡	17万円/㎡
	公園	33万円/㎡	17万円/㎡
	供給処理施設	36万円/㎡	20万円/㎡
	その他	36万円/㎡	20万円/㎡

※建替えに伴う解体費、仮移転費用、設計料等については含むものと想定します。

³ 一般財団法人地域総合整備財団[ふるさと財団]は、地方公共団体の公共施設マネジメントの導入について、様々な方法で支援している法人です。

【構造・用途別の耐用年数表】

	鉄骨鉄筋コンクリート	鉄筋コンクリート	鉄骨コンクリート	無筋コンクリート	コンクリートブロック	れんが造	プレストレストコンクリート	プレキャストコンクリート	土蔵造	鉄骨造	軽量鉄骨造	木造
庁舎	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
事務所	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
倉庫・物置	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
自転車置場・置場	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
書庫	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
車庫	38	38	31	34	34	34	38	38	15	31	25	17
食堂・調理室	41	41	31	38	38	38	41	41	19	31	25	20
陳列所・展示室	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
校舎・園舎	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
講堂	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
給食室	41	41	31	38	38	38	41	41	19	31	25	20
体育館	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
集会所・会議室	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
公民館	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
保健室・医務室・衛生室	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
脱衣室・更衣室	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
保育室・育児室	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
案内所	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
寮舎・宿舎	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
洗場・水飲場	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
浴場・風呂場	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
便所	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
教習所・養成所・研修所	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
温室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
小屋・畜舎	38	38	31	34	34	34	38	38	15	31	25	17
火葬場	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
葬祭所・斎場	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
霊安室・死体安置室	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
焼却場	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
塵芥集積所	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
処理場・加工場	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
監視所・観察所	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
滅菌室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
濾過室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
計量器室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
ポンプ室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
ボイラー室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
配電室・電気室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
住宅	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
住宅付属建物	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22

出典：「統一的な基準による地方公会計マニュアル」より

(3) 更新費用推計の前提条件（公営事業会計建物）

- ① 建築から法定耐用年数の1/2の期間経過後に大規模改修、法定耐用年数経過後に建替えるとして推計を行います。
- ② 大規模改修の修繕期間は2年、建替え期間は3年とします。
- ③ 2015年度（平成27年度）時点で、既に更新の時期を迎えているものについては、試算時単年度では費用が集中することになるため、負担を分散軽減できるように、推計開始年度から法定耐用年数の20%相当の期間に均等に割り当てます。
- ④ 建物の分類ごとに、耐用年数経過後に現在と同じ延床面積で更新すると仮定し、延床面積に下記の更新単価を乗じて試算します。

【公営事業会計建物の会計別更新単価表】

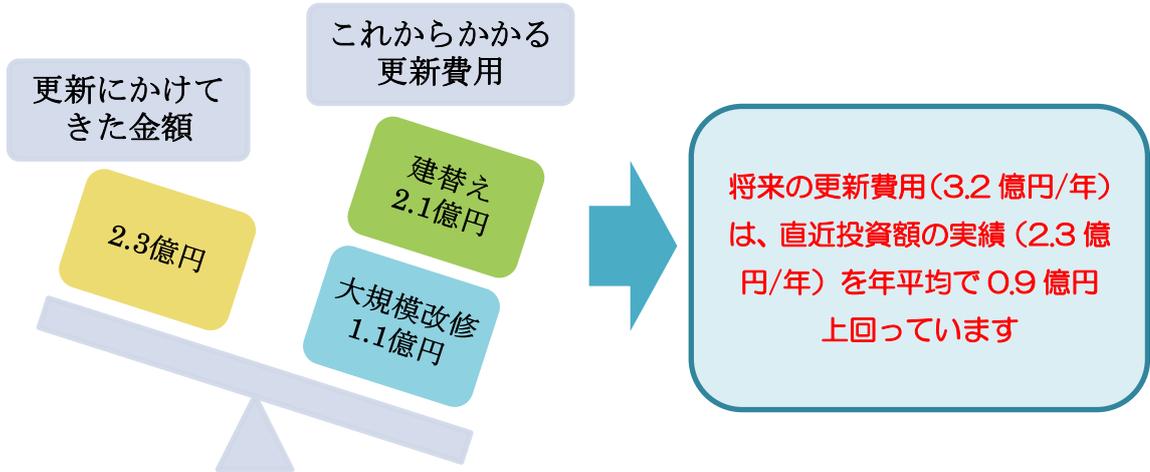
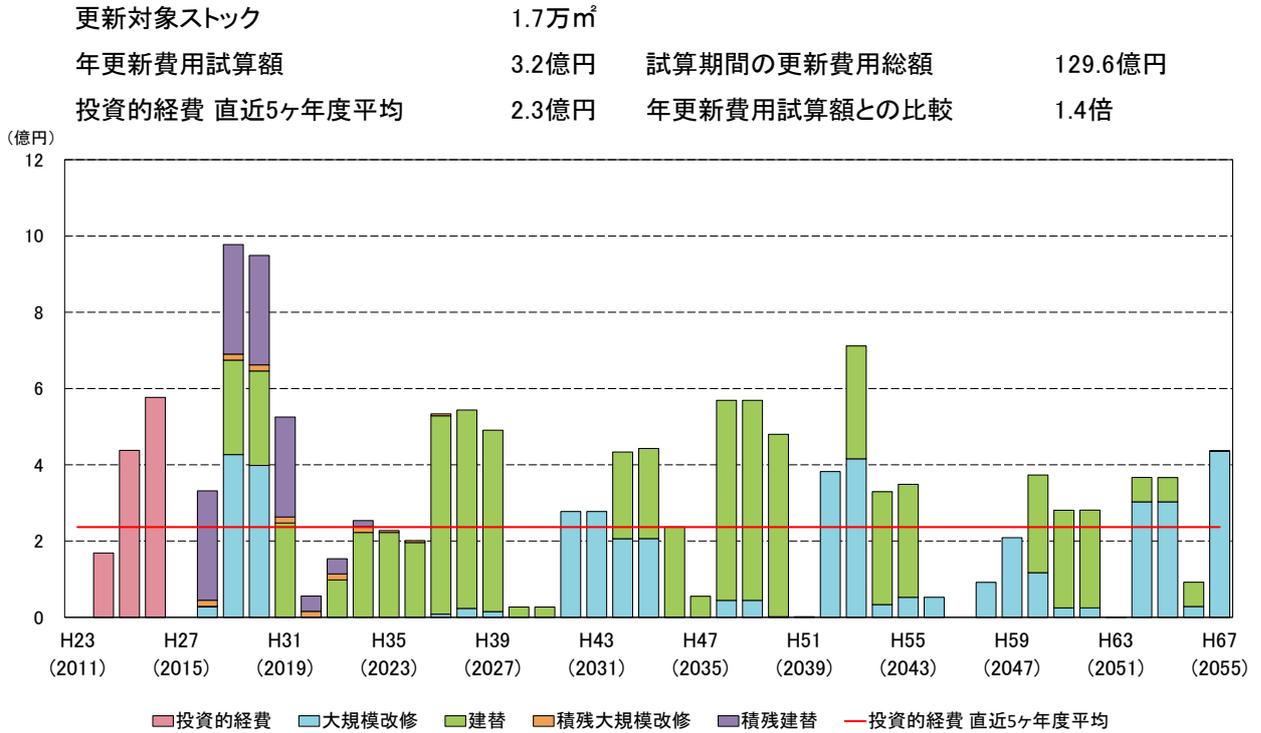
会計区分	分類区分	建替え単価	大規模改修単価
その他会計	その他	36万円/㎡	20万円/㎡

(4) 図表内用語の説明

過去年度実績に関する用語	
投資的経費 直近過去年度平均	過去年度にかけてきた、既存更新分と新規整備分の投資的経費の年平均実績額
推計以降に関する用語	
大規模改修	建築物の主要構造部(壁、柱、床、はり、屋根、階段)の一種以上について行う過半の修繕、模様替えのこと
積み残し(積残)	試算開始時点で、既に建物の更新時期(大規模改修・建替え時期)を過ぎているが、更新されずに残されている建物 【積み残し建替え】建替えの更新年度が試算開始以前である場合 【積み残し大規模改修】大規模改修の更新年度が試算開始以前である場合(ただし、およそ耐用年数の80%に相当する期間を経過している建物については、大規模改修は実施せずに建替えするものとし、大規模改修についての費用計上は行わない。)
年更新費用試算額	試算開始年度から40年の間にかかる試算された更新費用総額の年平均額

(5) 公共施設の将来の更新費用

図 1-7 公共施設の更新費用試算(普通会計建物)

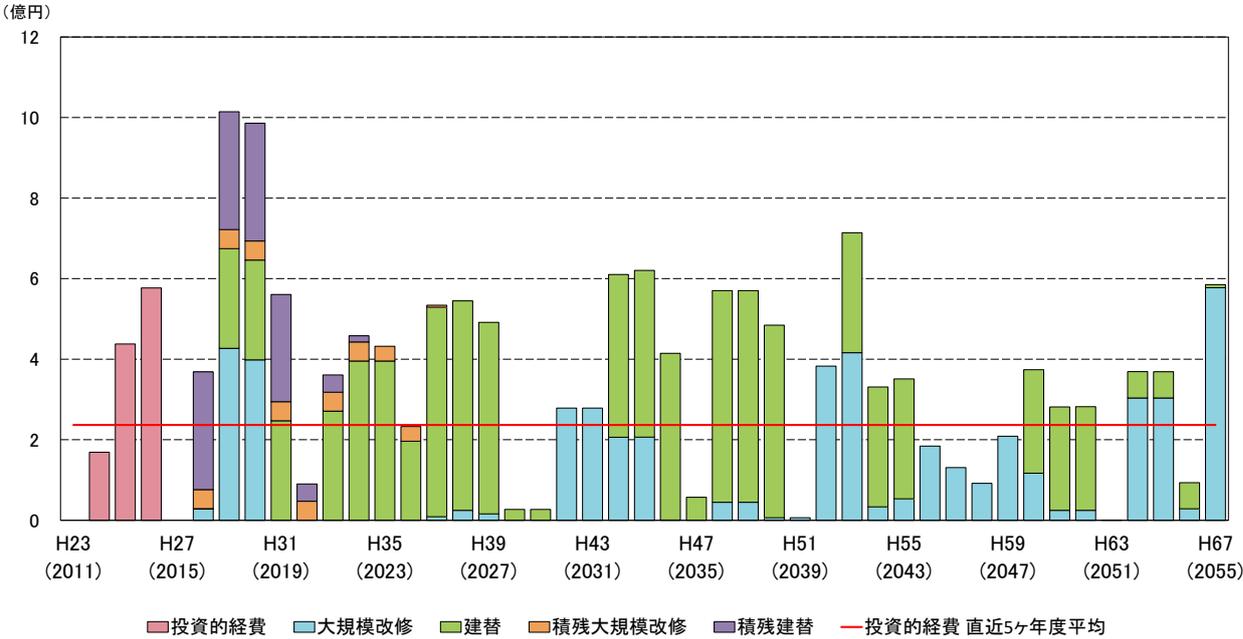


現在本組合が保有等している普通会計の施設を、耐用年数経過後に同じ規模(延床面積)で更新したと仮定した場合、今後40年間の更新費用の総額は129.6億円で、試算期間における平均費用は年間3.2億円となります。

過去5年間(平成23年度~平成27年度)の公共施設にかけてきた投資的経費は、年平均2.3億円ですので、直近の投資的経費の1.4倍の費用がかかる試算となります。

図 1-8 公共施設の更新費用試算(普通会計建物+その他建物)

更新対象ストック	2.2万㎡		
年更新費用試算額	3.7億円	試算期間の更新費用総額	149.2億円
投資的経費 直近5ヶ年度平均	2.3億円	年更新費用試算額との比較	1.6倍



現在本組合が保有する普通会計の施設に、公営事業会計(その他会計)の施設の更新費用を考慮に入れた場合、今後40年間の更新費用の総額は149.2億円で、試算期間における平均費用は年間3.7億円となります。

過去5年間(平成23年度~平成27年度)の公共施設にかけてきた投資的経費は、年平均2.3億円ですので、直近の投資的経費の1.6倍の費用がかかる試算となります。

7 歳入・歳出全体ベースでの財政推計

(1) 財政推計の目的と前提条件

公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の必要見込額や、これらの経費に充当可能な財源の見込額などを算出するにあたり、第1章5において過去の財政状況を分析するとともに、第1章6において公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の必要見込額を試算しました。

また、これらの経費に充当可能な財源の見込額を算出するために、以下のような主な前提条件を設定し、普通会計について歳入・歳出全体ベースでの財政シミュレーションを行いました。

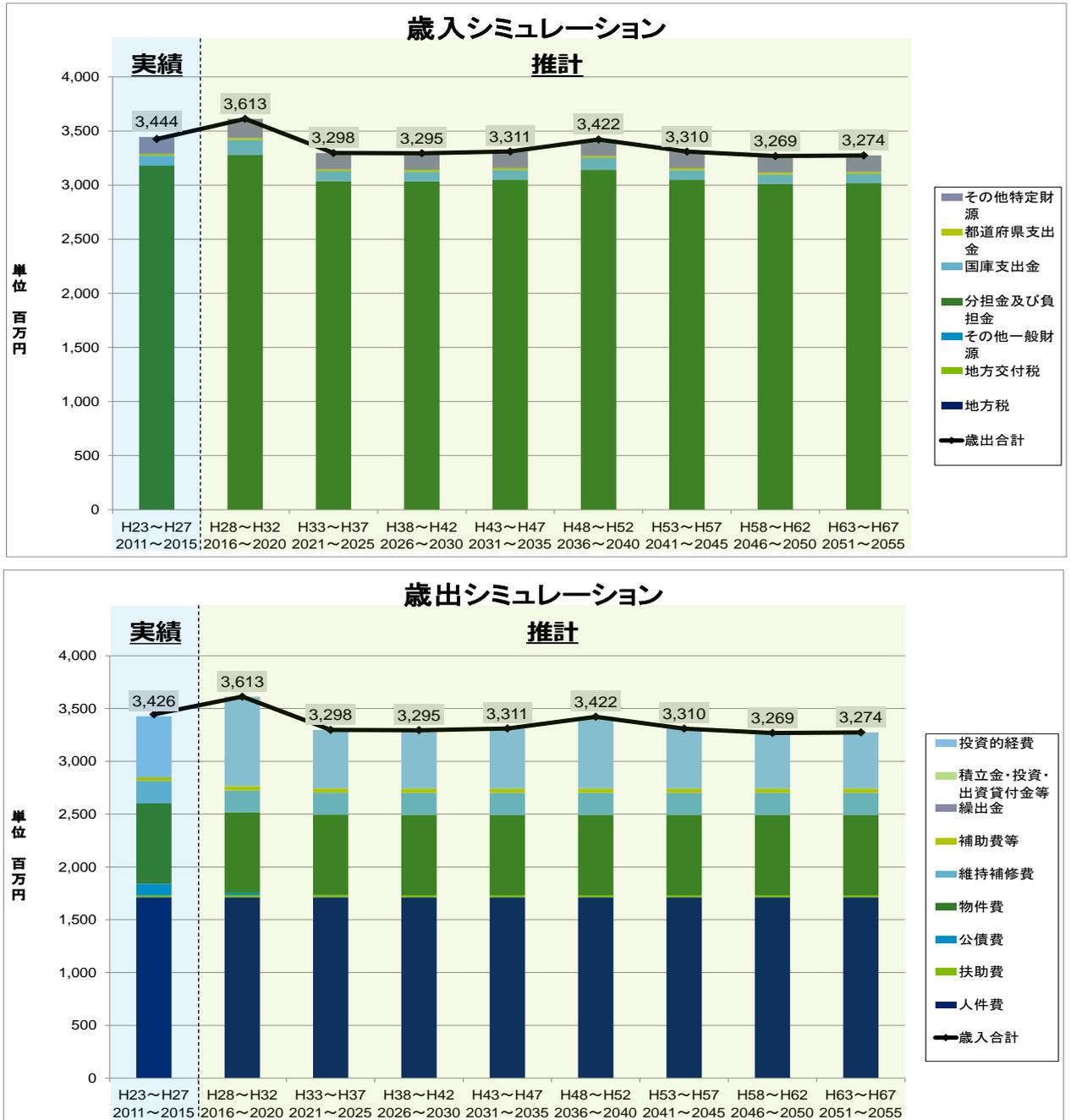
【歳入の主な前提条件】

- 平成24年度から平成27年度の決算額を基礎とする
- 分担金及び負担金は歳出合計と歳入合計の差額で算定する
- 国庫支出金は歳出のシミュレーションにおける投資と連動させる
- 上記の勘定科目を除き過去4年間の平均値を将来の推計結果とする

【歳出の主な前提条件】

- 平成24年度から平成27年度の決算額を基礎とする
- 公債費は返済スケジュール通りとする
- 公共施設等投資の前提は、原則すべての公共施設等を維持・更新すると仮定してシミュレーションを行い、施設以外の普通建設事業費（消防車等）4年平均と合計する。
- 上記の勘定科目を除き過去4年間の平均値を将来の推計結果とする

(2) 財政推計の結果



※この推計は、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定めるために実施するものであり、本組合の財政運営をこの推計どおりに行っていくことを示すものではありません。
 ※歳入歳出のシミュレーションにあたっては、5年毎の平均値を示すこととしています。

(3) 財政推計の分析

過去4年間の実績値の年平均と、財政推計結果の年平均を比較した場合、更新費用の増加により、普通建設事業費が年平均で約2,821万円増加しています。また普通建設事業費の増加に伴い、国庫支出金も年平均で約456万円増加するため、更新費用の増加による本組合の実質的な負担増は、年平均で約2,365万円となります。

しかし、公債償還が終了するものが多く、公債費負担が年平均で約1億555万円削減されます。そのため、歳入歳出を均衡させるという前提で必要な分担金及び負担金は、年平均で約1億278万円の減額が見込める推計結果となっています。

つまり、現状の施設規模を維持するための支出の増加を、償還の完了による公債費の減少で十分賄えるため、減額後の分担金及び負担金の水準にて、施設の更新をしていくことが可能であると言えます。

しかしながら、本組合に属している市町はいずれも人口減少ならびに高齢化が進むと予想されており(国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」より)、税金の減少並びに扶助費の増加が見込まれており、本組合の分担金及び負担金に拠出できる金額も減額していくことが想定されます。

更に「一般廃棄物処理施設整備基本構想」(平成28年3月)に記載の通り、南部清掃工場は次期計画に着手する必要性に迫られており、北部粗大ごみ処理場の老朽化に伴う更新や最終処分場の建設の必要性にも迫られております。

現状保有している施設のみ更新であればシミュレーション上、更新していくことが可能ですが、上記2つの将来的な展望を加味すると構成市町の負担が大幅に増えることが予想されます。

第2章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1 現状や課題に関する基本認識

(1) 少子高齢化の急激な進行および人口減少によるニーズの変化

第1章4-(1)に示したように広域圏内の人口は、平成17年に98,799人であった以降減少を続け、平成26年には86,006人となっており、少子高齢化が進んでいます。

これらに伴う世代構成の変化により、若年層による施設利用率の減少や高齢者の増加に伴う高齢福祉施設の需要が高まるなど公共施設へのニーズが変化することも予想され、今まで必要だった施設が不要となり、今まで不必要だった施設に対して需要が高まることも想定できます。

このように、本組合においては、人口減少に伴う公共施設等の整理統合および少子高齢化に伴う住民ニーズに即した公共施設等の見直しが急務となっているとともに構成市町との連携をより一層高め、類似施設の共通利用など効率のよい施設運営をしていくことが重要です。

(2) 公共施設の老朽化

本組合の公共施設の整備状況を建築年度別に延床面積で見ると、昭和46年度から整備が開始され、その後何年かおきに施設整備が行われています。旧耐震基準が適用されていた時期である昭和55年度以前に整備された施設は2.5%で、またその多くはすでに耐震化が済んでいます。

老朽化施設については、今後の人口動向、世代構成の変化を考慮し、その必要性を精査したうえで、今後のあり方を検討していく必要があります。

(3) 公共施設の更新需要の増大

現在本組合が保有する公共施設の今後40年間の更新費用の総額は129.6億円で、試算期間における1年あたりの平均費用は3.2億円となります。

過去5年間(平成23年度～平成27年度)に公共施設の更新にかけてきた金額は年平均2.3億円となっています。よって、現在本組合が保有する公共施設を今後も全て維持していくと仮定した場合、今後40年間でこれまでの1.4倍程度の公共施設の更新に係る支出が必要となる計算になります。

(4) 公共施設等にかける財源の限界

本組合の歳入は、ほぼ横ばいで推移しています。しかし、今後は広域圏内の市町における生産年齢人口の減少等による税収の減等に伴い、これまで通り負担金を得ることも難しくなります。

また、整備された公共施設等の機能を適切に保つためには、維持管理や運営に係る経常的な費用も毎年度必要となり、大規模修繕なども必要となります。このように、公共施設等の整備更新や維持管理に支出できる財源には限界があることを前提に、公共施設等のあり方を検討していく必要があります。

2 計画期間

本組合における公共施設等の保有量を最適化し、財政負担の軽減・平準化を図っておく必要があることから、本計画においては、2045年度（平成57年度）までの30年間の計画の目安として設定します。

なお、本組合を取り巻く社会情勢や、国の施策等の推進状況等を踏まえ、見直し等を図ります。

【計画期間】

2016年度(平成28年度)から2045年度(平成57年度)の30年間

3 計画の構成について

本計画においては、「公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針」を、長期展望を示す基本構想として位置付けます。

また、「施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」を、基本構想を実現するための基本計画として位置付けます。

さらに、これまで本組合においては、「一般廃棄物処理施設整備基本構想」などを策定しておりますが、前述の方針に沿った形で、実施計画にあたる個別施設計画を策定し、具体的な取り組みを進めていきます。

4 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 基本方針

① まちづくりと連動した公共施設管理の推進

今後も住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域や施設の特性を考慮した公共施設等の更新、維持管理及び利活用を推進します。

② 施設保有量の最適化

組合全体としての視点を持って、今後の財政状況や人口構造などに見合った適切な施設保有量の検討を行います。類似した施設の集約化または複合化を進め、利用状況が低くかつ老朽化した施設から縮減するなどして、施設保有量の最適化を図ります。また、必要とされる施設については、計画的に更新します。

③ 計画保全（予防保全）による長寿命化

今後も継続して使用する公共施設については、これまで行ってきた不都合が生じてから修繕を行う「事後保全」の維持管理だけでなく、長期的な視点で計画的な修繕を行う「予防保全」の考え方を取り入れ、定期的な点検や診断結果に基づく計画的な保全を実施し公共施設等の長寿命化を推進します。

④ 住民ニーズに対応した施設の活用

人口構造や社会情勢の変化などによる住民ニーズの多様化、防災対応やユニバーサルデザイン化の推進、環境に配慮した取組など、時代の要請に対応するため施設機能の必要性や今後のあり方について分析・検討し、地域のニーズや利用状況等を考慮しながら公共施設の有効活用を行います。

⑤ 民間活力を生かした取組の推進

民間企業などが有しているノウハウを積極的に活用して、サービス水準を維持しながら、計画的・効率的な維持管理に努め、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

(2) 実施方針

① 点検・診断等の実施方針

- ・現在行っている定期点検を適切に行っていきます。
- ・施設間における保全の優先度の判断を行うにあたっては、劣化診断等を実施するなどにより、経年による劣化状況、外的負荷（気候天候、使用特性等）による性能低下状況および管理状況を把握し、予防保全的な観点からの検討を行います。

② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・施設の重要度や劣化状況に応じて長期的な視点から優先度をつけて、計画的に改修・更新します。
- ・適切な維持管理を行っていくための財源を捻出するため、使用料の見直しも検討します。
- ・維持管理や修繕に関する情報を蓄積していくことで、維持管理上の課題を適時に把握するとともに、今後の修繕に関する計画を立てるのに役立てます。
- ・管理運営にあたっては、民間活力の積極的な活用を推進します。
- ・新しい技術や考え方を積極的に取り入れ、維持管理・修繕・更新等を合理的に進めていきます。

③ 安全確保の実施方針

- ・点検・診断等により高度の危険性が認められた公共施設等について、ソフト・ハードの両面から安全を確保します。
- ・安全の確保にあたっては、多数の住民の利用がある施設であるかどうかなどの視点から、対応の優先度を検討します。
- ・老朽化が著しい施設については、住民の安全確保の観点から、用途廃止等の措置を適切に講じます。

④ 耐震化の実施方針

- ・災害拠点としての位置づけや、多数の住民の利用の有無などの視点から、耐震化が必要と判断した建物は、早期の耐震化の検討を進めていきます。

⑤ 長寿命化の実施方針

- 住民とともに、大切に公共施設を取り扱っていくことで、少しでも長く利活用できるよう進めます。
- 耐用年数到来年度（更新の対応時期）を把握し、他施設と複合化することが可能な施設については、必要な長寿命化を実施します。

⑥ 統合や廃止の推進方針

- 当該サービスが、公共施設等を維持しなければ提供不可能なものであるか、構成市町及び民間に代替できないかなど、公共施設等とサービスの関係について十分に留意していきます。
- 多機能集約化（1つの公共施設に複数の機能を盛り込み、スペース効率の改善と機能間の連携性を高めること）の取り組みを進めていきます。
- 取壊しが最適と判断した施設は、早期の除却を検討します。

⑦ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- 公共施設等総合管理計画の進捗管理を行うため、公共施設等に関する当組合の情報を一元管理していきます。
- 地方公会計制度の固定資産台帳、財務諸表及び財産に関する調書などとも整合性を図ることで、一貫した資産データに基づくマネジメントを進めていきます。
- 建築物の計画設計、維持補修に関する設計管理などについて、行財政改革の一環として取り組むことにより、最適な公共施設マネジメントを行える体制とします。
- 職員一人ひとりが、経営的視点を持って、全体の最適化を意識した公共施設マネジメントの視点を持つため、研修会等を実施していきます。

5 計画期間における組合全体の縮減目標

(1) 基本的な考え方

- ① 原則として新規施設は建設しないが、構成市町により新たな共同処理をする事務が決定され、新規施設が必要となった場合は、構成市町の既存施設の活用を検討のうえ、建設の可否を決定する。
- ② 既存施設の更新（建替え）にあたっては行政サービスの必要水準（質）及び総量に着目し、既存施設を活用した複合施設を検討する。なお、建替え後の面積は、建替え前の面積を上回らない。
- ③ 公共施設マネジメントを一元管理し、組合全体としての観点から合理的な意思決定を行う。
- ④ 民間活力を活かした行政サービスの展開や収入増に向けた様々な取組みを続けるなど、地域経営を意識した施設運営を図る。
- ⑤ 本方針を基に、個別具体的な実施計画となる個別施設計画を策定する。

第3章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

【公共施設】

1 集会施設

(1) 施設一覧

小分類	地域	No	施設名称	運営主体	複合施設	延床面積 (㎡)	老朽化度 (%)	主要建物建築年度	主要建物構造	主要建物耐用年数到来年度
コミュニティセンター	能代市	1	広域交流センター	直営		2,251	105.0	平成 04年度	木造	平成 26年度
小計						2,251				
合計						2,251				

(2) 利用度とコストの一覧

施設名称	維持管理費 (千円)	事業運営費 (千円)	コスト (千円)	利用者数 (人)	利用者1人当たりのコスト (円/人)	減価償却費 (千円)	フルコスト (千円)	利用者1人当たりのフルコスト (円/人)	収入 (千円)	ネットコスト収支差額 (千円)	指定管理料 (千円)
コミュニティセンター											
広域交流センター	8,695	14,215	22,911	31,959	716	0	22,911	716	2,705	20,205	—
小計	8,695	14,215	22,911	31,959	716	0	22,911	716	2,705	20,205	—
合計	8,695	14,215	22,911	31,959	716	0	22,911	716	2,705	20,205	—

(3) 現状や課題に関する基本認識

集会施設は、広域圏内に1施設設置しており、能代市に所在しています。広域交流センターは、広域交流センターの建物と屋外ステージからなる施設ですが、施設全体の老朽化度は105%となっており、既に耐用年数を超えている状況です。コストから収入を差し引いた実質的な負担額であるキャッシュ・フローは2,000万円近くかかっており、今後の維持管理に当たっては、施設使用料の適正化等の検討など運営方法を検討する必要があります。

(4) 管理に関する基本的な方針

集会施設は、圏域における住民活動の拠点として位置づけ、必要な集会機能を確保していくとともに、利用者数や圏域の実情などを考慮して見直しを行っていきます。

老朽化した施設の建替更新などの検討にあたっては、他の施設類型の機能を含めて集約化や複合化を検討していくことで、スペースを有効活用していきます。

2 スポーツ施設

(1) 施設一覧

小分類	地域	No	施設名称	運営主体	複合施設	延床面積 (㎡)	老朽化度 (%)	主要建物建築年度	主要建物構造	主要建物耐用年数到来年度
体育館等	能代市	1	スポーツリゾートセンター	直営		7,520	44.9	平成 06年度	鉄筋コンクリート	平成 53年度
小計						7,520				
合計						7,520				

(2) 利用度とコストの一覧

施設名称	維持管理費 (千円)	事業運営費 (千円)	コスト (千円)	利用者数 (人)	利用者1人当たりのコスト (円/人)	減価償却費 (千円)	フルコスト (千円)	利用者1人当たりのフルコスト (円/人)	収入 (千円)	ネットコスト収支差額 (千円)	指定管理料 (千円)
体育館等											
スポーツリゾートセンター	55,861	80,041	135,902	206,779	657	29,619	165,522	800	60,634	104,887	—
小計	55,861	80,041	135,902	206,779	657	29,619	165,522	800	60,634	104,887	—
合計	55,861	80,041	135,902	206,779	657	29,619	165,522	800	60,634	104,887	—

(3) 現状や課題に関する基本認識

スポーツ施設は、広域圏内に1施設設置しており、能代市に所在しています。スポーツリゾートセンターは「アリナス」という愛称で親しまれており、施設主催のスポーツ大会やスポーツ教室などが開催されています。比較的新しい施設であり、更新の是非を問われる施設ではない状況ですが、コストに対する収入が4割程度となっていることから施設使用料の適正化等の検討が必要になります。

(4) 管理に関する基本的な方針

体育館やプール、宿泊施設など広域圏内外から利用されている施設であり、利用状況などを考慮して効率の良い施設の運営方法や使用料の見直し等を検討していきます。特に、著しく利用者数の少ないスペースや利用者に偏りがあるスペースについては優先的にあり方を検討していきます。

点検・診断等の履歴を集積・蓄積し、維持管理・修繕・更新を含む老朽化対策などに活かします。

3 高齢福祉施設

(1) 施設一覧

小分類	地域	No	施設名称	運営主体	複合施設	延床面積 (㎡)	老朽化度 (%)	主要建物建築年度	主要建物構造	主要建物耐用年数到来年度
高齢者福祉施設等	能代市	1	高齢者交流センター	直営		3,080	53.5	平成 03年度	鉄筋コンクリート	平成 50年度
小計						3,080				
合計						3,080				

(2) 利用度とコストの一覧

施設名称	維持管理費 (千円)	事業運営費 (千円)	コスト (千円)	利用者数 (人)	利用者1人当たりのコスト (円/人)	減価償却費 (千円)	フルコスト (千円)	利用者1人当たりのフルコスト (円/人)	収入 (千円)	ネットコスト収支差額 (千円)	指定管理料 (千円)
高齢者福祉施設等											
高齢者交流センター	15,655	32,151	47,807	24,981	1,913	8,904	56,712	2,270	10,943	45,768	—
小計	15,655	32,151	47,807	24,981	1,913	8,904	56,712	2,270	10,943	45,768	—
合計	15,655	32,151	47,807	24,981	1,913	8,904	56,712	2,270	10,943	45,768	—

(3) 現状や課題に関する基本認識

高齢者福祉施設等は、広域圏内に1施設設置しており、能代市に所在しています。「おとも苑」という名称で親しまれ、高齢者の在宅福祉の向上及び交流の推進を図ることを目的に設置し、生きがい活動支援サービスと交流サービスを実施しています。

建築から25年程度経過しており、それほど深刻な状況ではありませんが老朽化度50%程度と老朽化も進んでおります。また、コストに対する収入が2割程度となっており、施設使用料の適正化等の検討が必要になります。

今後の人口動向も踏まえつつ、施設規模などを検討する必要があります。

(4) 管理に関する基本的な方針

高齢者福祉施設は、高齢化に伴い、今後も需要の増加が見込まれますが、介護や高齢者福祉等の事業者の動向を見据え、行政として維持することの必要性を検討していきます。

4 消防施設

(1) 施設一覧

小分類	地域	No	施設名称	運営主体	複合施設	延床面積 (㎡)	老朽化度 (%)	主要建物建築年度	主要建物構造	主要建物耐用年数到来年度
消防署	能代市	1	消防本部・能代消防署	直営		2,104	75.9	昭和 57年度	鉄筋コンクリート	平成 44年度
		2	二ツ井消防署	直営		672	95.9	昭和 47年度	鉄筋コンクリート	平成 34年度
	三種町	3	三種消防署	直営		735	88.0	昭和 46年度	鉄筋コンクリート	平成 33年度
	八峰町	4	八峰消防署	直営		364	110.1	昭和 47年度	鉄筋コンクリート	平成 34年度
小計						3,874				
分署・出張所	能代市	1	能代消防署東能代出張所	直営		219	86.7	昭和 52年度	鉄筋コンクリート	平成 39年度
		2	能代消防署向能代出張所	直営		214	94.3	昭和 49年度	鉄筋コンクリート	平成 36年度
		3	能代消防署西消防出張所	直営		222	62.0	昭和 59年度	鉄筋コンクリート	平成 46年度
	藤里町	4	二ツ井消防署藤里分署	直営		267	115.8	昭和 46年度	鉄骨造	平成 21年度
	三種町	5	三種消防署上岩川分署	直営		227	47.4	平成 09年度	鉄骨造	平成 47年度
小計						1,150				
合計						5,024				

(2) 利用度とコストの一覧

施設名称	維持管理費 (千円)	事業運営費 (千円)	コスト (千円)	利用者数 (人)	利用者1人当たりのコスト (円/人)	減価償却費 (千円)	フルコスト (千円)	利用者1人当たりのフルコスト (円/人)	収入 (千円)	ネットコスト収支差額 (千円)	指定管理料 (千円)
消防署											
消防本部・能代消防署	16,369	646,075	662,444	—	—	24,144	686,589	—	23,222	663,367	—
二ツ井消防署	5,277	261,800	267,077	—	—	741	267,818	—	254	267,564	—
三種消防署	4,303	282,953	287,256	—	—	821	288,077	—	486	287,591	—
八峰消防署	3,913	179,697	183,611	—	—	569	184,181	—	348	183,832	—
小計	29,864	1,370,526	1,400,391	—	—	26,276	1,426,667	—	24,311	1,402,355	—
分署・出張所											
能代消防署東能代出張所	3,800	62,034	65,834	—	—	549	66,383	—	0	66,383	—
能代消防署向能代出張所	936	62,158	63,095	—	—	406	63,501	—	0	63,501	—
能代消防署西消防出張所	962	62,015	62,978	—	—	800	63,779	—	0	63,779	—
二ツ井消防署藤里分署	2,004	109,773	111,778	—	—	0	111,778	—	0	111,778	—
三種消防署上岩川分署	1,131	39,135	40,267	—	—	1,204	41,472	—	0	41,472	—
小計	8,835	335,118	343,954	—	—	2,961	346,915	—	0	346,915	—
合計	38,700	1,705,644	1,744,345	—	—	29,237	1,773,582	—	24,311	1,749,271	—

(3) 現状や課題に関する基本認識

消防施設は、消防署や分署・出張所などであり、広域圏内に消防署4施設、分署・出張所5施設設置しています。地域別に見ると、能代市に5施設、藤里町に1施設、三種町に2施設、八峰町に1施設設置しています。

年間のフルコストが17億円程度かかっているためコスト削減に努めることが必要ですが、消防施設は住民の安全に不可欠な施設であるため、消防能力を維持しつつ検討を進めます。

(4) 管理に関する基本的な方針

消防施設は、消防能力を維持していく観点から、計画的に点検や改修等を行い、老朽化対策を進めていきます。また、建替え更新を行う際には構成市町の負担を増加させることになるため、防災計画などと連携を図りつつ、計画的な更新を進めていきます。

5 供給処理施設

(1) 施設一覧

小分類	地域	No	施設名称	運営主体	複合施設	延床面積 (㎡)	老朽化度 (%)	主要建物建築年度	主要建物構造	主要建物耐用年数到来年度
廃棄物処理施設	能代市	1	中央衛生処理場	直営		3,984	44.7	平成 10年度	鉄筋コンクリート	平成 48年度
	三種町	2	南部清掃工場	直営		3,739	67.7	平成 06年度	鉄骨造	平成 37年度
	八峰町	3	北部粗大ごみ処理工場	直営		2,060	93.6	昭和 61年度	鉄骨造	平成 29年度
小計						9,783				
合計						9,783				

(2) 利用度とコストの一覧

施設名称	維持管理費 (千円)	事業運営費 (千円)	コスト (千円)	廃棄物処理量 (トン)	処理量 1t当りのコスト (円/トン)	減価償却費 (千円)	フルコスト (千円)	処理量 1t当りのフルコスト (円/人)	収入 (千円)	ネットコスト収支差額 (千円)	指定管理料 (千円)
廃棄物処理施設											
中央衛生処理場	137,545	174,776	312,322	31,207	10,008	95,010	407,332	13,052	4,005	403,326	—
南部清掃工場	174,638	200,730	375,369	25,731	14,588	203,218	578,587	22,486	64,740	513,847	—
北部粗大ごみ処理工場	49,694	10,903	60,598	995	60,903	49,754	110,353	110,907	4,700	105,652	—
小計	361,879	386,410	748,290	57,933	12,916	347,983	1,096,273	18,923	73,447	1,022,826	—
合計	361,879	386,410	748,290	57,933	12,916	347,983	1,096,273	18,923	73,447	1,022,826	—

(3) 現状や課題に関する基本認識

供給処理施設は廃棄物処理施設が3施設あり、広域圏内の4市町の廃棄物処理を行っている重要な施設です。

南部清掃工場は平成7年度に稼働開始し、約20年経過しています。平成24年度から平成26年度に基幹的設備改良工事を行い、今後10年間は使用する計画となっていますが、新規設備の稼働開始には10年程度の期間を要することから検討の時期を迎えています。また、北部粗大ごみ処理工場は昭和61年に稼働開始後約30年経過し、設備・装置の老朽化が進行していることから施設整備を検討する時期にきています。

(4) 管理に関する基本的な方針

廃棄物処理施設については「一般廃棄物処理施設整備基本構想」が平成28年3月に策定されています。その中で「生活環境の保全に配慮した施設」「循環型社会に貢献する施設」「災害に強い施設」「地域コミュニティの場として活用できる施設」「経済性、効率性に優れた施設」の5つの視点から、施設整備を図るものとしており、この基本方針に則り、施設の維持・管理を行っていきます。

6 その他施設

(1) 施設一覧

小分類	地域	No	施設名称	運営 主体	複合 施設	延床 面積 (㎡)	老朽 化度 (%)	主要建物 建築年度	主要 建物構造	主要建物 耐用年数 到来年度
普通財産	八峰町	1	旧北部清掃工場	直営		376	76.3	昭和61年度	鉄筋コンクリート	平成36年度
小計						376				
合計						376				

(2) 利用度とコストの一覧

施設名称	維持 管理費 (千円)	事業 運営費 (千円)	コスト (千円)	利用者数 (人)	利用者 1人当たり のコスト (円/人)	減価 償却費 (千円)	フル コスト (千円)	利用者 1人当たり のフルコスト (円/人)	収入 (千円)	ネット コスト 収支差額 (千円)	指定 管理料 (千円)
普通財産											
旧北部清掃工場	0	0	0	—	—	7,856	7,856	—	0	7,856	—
小計	0	0	0	—	—	7,856	7,856	—	0	7,856	—
合計	0	0	0	—	—	7,856	7,856	—	0	7,856	—

(3) 現状や課題に関する基本認識

その他施設は、八峰町に普通財産1施設があります。建築から約30年経過しており、老朽化が進行しているため、取り壊しについて検討が必要です。

(4) 管理に関する基本的な方針

普通財産は、現在利用されていないため、維持管理費は発生していませんが老朽化が進行しているため、取壊しを検討していきます。なお、現在稼働している北部粗大ごみ処理工場に併設されているため、新たな一般廃棄物処理施設の整備と併せて検討します。

7 公営企業の公共施設

(1) 施設一覧

会計区分	No	施設名称	延床面積 (㎡)	主要建物 建築年度	主要 建物構造
特別養護老人ホーム 運営事業特別会計	1	海潮園	2,928	昭和49年度	鉄筋コンクリート
	2	長寿園	1,967	昭和60年度	鉄筋コンクリート
合計			4,896		

(2) 現状や課題に関する基本認識

公営企業の公共施設は、特別養護老人ホーム2施設です。海潮園は平成33年度末、長寿園は平成39年度末で廃止予定となっていますが、これらの施設を維持するための費用負担が見込まれます。

(3) 管理に関する基本的な考え方

その性質上、要介護高齢者が入所する施設であるため、定期点検や維持補修を行いながら、廃止までは安心・安全の確保に努めます。

第4章 フォローアップの実施方針

1 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

公共施設に関する情報は、公会計管理台帳などとあわせて財産管理を所管する部署で一元的に管理していきます。公共施設の利用状況などは、各施設所管課により情報管理を行い、公共施設の現状をいつでも把握できる状態とします。

2 フォローアップの進め方について

- ① 本計画で示した「公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針」や「施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」に関する進捗状況について、適宜評価を実施していきます。
- ② 進捗状況に関する評価の結果、大幅な状況の変化があった場合には、本計画を適宜改定します。
- ③ 基本計画として位置づけられる本計画に沿って、個別施設計画を策定し、具体的な取組を進めていきます。

3 議会や構成市町への情報提供について

- ① 本計画については、十分な構成市町への情報提供を行っていきます。
- ② 本計画の進捗状況については、随時議会への報告を行います。
- ③ 本計画を踏まえた個別施設の再編整備計画などの策定にあたっては、議会や構成市町との協議を重ねていきます。
- ④ 本計画に基づく施設の整備にあたっては、できるだけ地域や住民のニーズを汲み取りながら進めていきます。

能代山本広域市町村圏組合
公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月

編集・発行

能代山本広域市町村圏組合

U R L : <http://www.noshiroyamamotokouikiken.jp/>

〒016-0876

秋田県能代市字海詠坂 3 番地 2

T E L : 0185-89-2316

F A X : 0185-89-4280